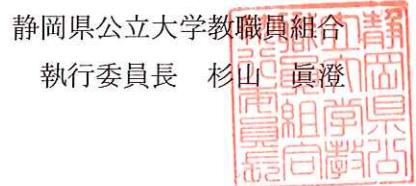


2019年11月1日

静岡県公立大学法人
理事長 尾池 和夫 様



TIME CREATOR（時間外管理システム）導入

一時中止に関する緊急申し入れ書

TIME CREATOR の導入通知は、法人側からの一方的な通知であり、組合と法人間で締結している労働協約書の意に反しており、また業務に多大な支障をきたすため、2019年10月9日付で通知された「TIME CREATOR の導入」を至急、一時中止してください。

(別紙「労働協約書」参照)

【資料】①

労働協約書

静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）と静岡県公立大学教職員組合（以下「組合」という。）は次のとおり労働協約を締結し、双方誠意をもってこれを遵守する。

第1章 総則

第1条 この労働協約は法人と組合の間に正常かつ公正な労使関係を確保し、法人の円滑な運営と発展並びに組合員の適切な労働条件の構築を図ることを目的とする。

第2条 法人と組合は、労働基準法第1条の規定を遵守するものとする。

- 2 法人と組合は、労働基準法及び労働組合法の精神に基づき、対等の立場により、団体交渉及び事務折衝を通じて労働条件・労使関係に関わる諸問題を話し合うものとする。
- 3 法人と組合は、労働基準法第2条の規定に基づき、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならない。

第3条 法人と組合が締結した労働協約は、就業規則に優先する。

第2章 組合活動

第4条 組合員の組合活動は、原則として就業規則に定める勤務時間外に行うものとする。但し、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 法人と組合役員が折衝するとき
 - (2) 法人が必要と認めた事項の説明を行うとき
 - (3) 法人と組合が団体交渉を行うとき
- 2 組合員が勤務時間内に行われる前項の各号に掲げる組合活動に参加するために必要な時間について、法人は当該組合員の職務専念義務を免除するものとする。

第5条 組合は、次の場合に法人施設を利用することができます。

- (1) 組合事務所をその使用目的として、施設を利用する場合。組合事務所の貸与については、別に定める覚書による
- (2) 組合活動に必要な会場等として法人が施設利用を許可した場合
- (3) 組合活動に必要な掲示として法人が施設利用を許可した場合

第6条 組合員の給与からの組合費の控除については、別に定める覚書による。

第3章 団体交渉

第7条 法人及び組合は、当事者のいずれか一方により団体交渉の申し入れがあった場合は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

第8条 団体交渉は、次の事項について取り扱う。

- (1) 労働条件その他の労働者の待遇に関する事項
- (2) 法人と組合の労使関係の運営に関する事項
- (3) その他法人及び組合が必要と認めた事項

第9条 団体交渉の手続及び運営は以下の通りとする。

- (1) 団体交渉の申し入れは、その都度文書をもって行う。
- (2) 団体交渉の申し入れがあった場合、出席者数、議題、日時と場所及び交渉時間について、法人と組合がその都度協議して決定する。
- (3) 団体交渉に著しく支障をきたす事態が発生した場合は、法人又は組合のいずれかの申し出により、団体交渉を打ち切ることができるものとする。なお、打ち切った場合には、団体交渉の再開について速やかに事務折衝を行うものとする。
- (4) 団体交渉によって合意に達した事項は、これを協約書（2部）として作成し、双方の代表者が署名捺印し、両者が各々1部を所持する。
- (5) 上記以外の団体交渉の手続及び運営については、双方協議してその都度決定する。

第4章 労働条件

第10条 組合員の労働条件については、労働協約、労働契約及び静岡県公立大学法人職員就業規則及び関連規程（以下「就業規則」という。）の定めるところによる。

第11条 法人は、労働基準法第90条第1項の規定に基づき、就業規則の変更について、組合の意見を聽かなければならない。

第5章 争議行為

第12条 団体交渉においては双方誠意をもって交渉を尽くし、平和的解決に努めるものとする。

- 2 団体交渉によって紛争の解決が図れない場合は、法人と組合双方または一方から労働委員会の斡旋、調停を申請することができる。
- 3 法人または組合のいずれか一方が、斡旋、調停の申請を行うときは、事前に相手方に通知するものとする。

4 幹旋、調停によって解決できない場合は、法人と組合双方から労働委員会の仲裁を申請することができる。

第13条 やむを得ず争議行為に入る場合は、その日時を10日前までに文書で通知するものとする。

第14条 争議行為中であっても、次の組合員は争議行為より除外する。

- (1) 保安及び保全の業務に従事する者
- (2) その他法人と組合の協議により合意した者

第15条 法人及び組合は争議に際し、次の事項を遵守する。

- (1) 法人及び組合は不法もしくは不当な手段をもって相手方の権利を侵害し、正当な行動を妨害し、または自由を束縛するような行為は行わない。
- (2) 争議行為中であっても法人、組合いずれか一方から団体交渉の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

第16条 法人は、組合員が争議行為のため勤務しない場合は、給与を支給しない。

第6章 雜則

第17条 この協約の有効期間は、平成20年4月1日までとする。

- 2 有効期間満了の1ヶ月前までに、法人及び組合のいずれからもこの協約の改廃の意思表示がないときは、協約はさらに1年間有効とする。それ以降も同様とする。
- 3 協約を改定する場合、新協約が発効するまでは、この協約を有効とする。

第18条 この協約は2通作成し、法人及び組合が各1通保有する。

平成19年 11月 15日

静岡県公立大学法人

理事長

鈴木 雅近

印

静岡県公立大学教職員組合

執行委員長

高柴 慎治

